

第十六回 通常総会 特別講演

日時 … 平成十八年五月二十三日  
場所 … 札幌市共済ビル

新たな基本計画と北海道農業～  
WTO最新情報を踏まえて

愛媛大学 農学部 教授 村田 武

「紹介いただいた村田でござります。第十六回の北海道地域農業研究所総会における特別講演にお招きいただき、ありがとうございます。たくさんの方にお集まりいたきましたが、このテーマは私にとっては少し重いテーマです。「新たな基本計画と北海道農業」と

これは太田原所長から依頼されたのですが、北海道農業を真正面から論じられるわけではありません。昨年の三月までいました九州大学の北九州、福岡県、佐賀県、熊本県の米麦一毛作地帯からこの

新たな基本計画をどう見るか、とりわけ品目横断的経営安定対策をどう見るかということを考えると、北海道が間接的に浮かび上がつてくるというふうにご理解いただいて、お聞きいただければ大変ありがたいわけです。

この新たな基本計画をめぐって、皆様方は農水省パンフレット「雪だるま」をご存知ですね。この「品目横断的経営安定対策のポイント」を農水省のホームページにアクセスしますと、もうヴァージョ

## 村田 武（むらた たけし）氏



昭和 17 年 福岡県北九州市に生まれる  
 昭和 41 年 京都大学 経済学部卒業  
 昭和 44 年 京都大学大学院経済学研究科 博士課程  
 中退  
 昭和 44 年 大阪外国語大学ドイツ語学科 助手  
 その後講師、助教授  
 昭和 56 年 金沢大学経済学部助教授  
 昭和 61 年 同 教授  
 平成 10 年 九州大学大学院 農学研究院 教授  
 平成 17 年 愛媛大学 農学部 教授（貿易政策研究室）

ノセになつてゐます。これが今年の二月七日版で、カラーで相当詳しく述べています。この平成十七年から十八年にかけての間に、しっかり農村、集落で議論をする、議論をして欲しいという意味での「雪だるま」なんだということのようじです。

結論からいへば、この品目横断的経営安定対策というのは、北九州米麦二毛作地帯と北海道畑作地帯を差し当たり対象にした対策なのかなというふうに考えたりもします。なぜ、米・麦・大豆・てん菜・とうふ原料用ばれいしょなんぢり。てん粉原料用にはちゃんと甘藷、すなわちサツマイモもあるとか、待てよ、日本の食料自給率を上げていくためにはもっと飼料作物の問題を重視すべきでないのか。民主党の法案はナタネをあけてきていますね。さわめてこの農政の転換は政治的でありまして、私は構造改革農政という言ひ方で、この新たな基本計画に対し批判もし、こいつするべきだという提案もしているところです。今日は後半、なるべく具体的な提案部分に時間を取りたいと思います。

### 一、WTO（世界貿易機関）はどうなつてゐるか

それでは早速、本論に入らせていただきます。本日の講演に「WTO最新情勢を踏まえて」という副題がついています。まさにWTO

〇アーハ・ラウンドがどうなるのかどうかと云ふのが、この構造改革農政にどうして非常に重大です。

WTOでは要点だけを先ず確認します。WTO、すなはち世界貿易機関はひつたつてあるのかどうかと云ふことです。一つには、WTOの国連化現象です。もう一方で、WTOは貿易紛争解決機能を非常に強めています。ガット時代とは相当違うところの中で、WTO事務局の焦燥感がメディアでも伝えられております。

先ず一つ、WTOにおける途上国の存在が一九八六年に開始されたウルグアイ・ラウンドの段階とは決定的に異なるわけです。ドーア・ラウンドの交渉の主導権が「新四極グループ」と言われる、アメリカ・EU・ブラジル・イングランドに握られています。その中で、先進国が途上国に対し鉱工業品の関税削減やサービスの市場開放を迫り、途上国側では先進国との要求に対抗して、米国の農業補助金大幅削減や日欧の農産物関税大幅削減での譲歩を迫つてくるという状況になっています。ブラジルの要求は高関税品の七五・九〇%の関税削減です。日本などG10食料純輸入国グループと云うのは、四五%で勘弁してくれよといふことで交渉していますが、途上国の要求が非常に強いわけで、それも一四〇何カ国というWTO加盟国の三分の一強は途上国なんです。その中で全体としてWTOが国連総会型の状況を呈していく中で、アメリカがFTA、すなはち自由貿易協定の締結に動くわけです。

今からWTO事務局は、米国を先頭に各国がFTAの締結に狂奔している動きに焦燥感を隠せません。つまり、WTOの補完機能的であったFTAやEPA（経済連携協定）が、WTOの無差別多角的自由貿易を二国間の特恵関税が凌駕する事態を生み出しつつあるわけです。WTO事務局にとっては悩ましいわけです。

他方で、アメリカにとつても貿易紛争解決機能を強めてきたWTOは厄介な存在になつてきました。

米国の綿花プログラムが、ブラジルによるWTO提訴で完全敗北をしました。二〇〇四年九月紛争処理委員会裁定、同十一月に上級委員会確定となりました。アメリカの持つてゐる国内のマーケティング・ローン支払い、市場損失支払い、価格下落相殺支払いなど、一九九六年、二〇〇一年の農業法で、アメリカが装備している国内農業対策はいづれも農産物輸出国の輸出補助金に相当するものであつて、救済・相殺対象補助金に相当するので悪影響をもたらしており、したがつて除去するか、もしくは撤廃せよといふことです。さういふ輸出信用の一部や、綿花の輸出向け購入者への助成金も輸出補助金があるので、これも同様に廢止せよとの裁定でした。これは、いわばアメリカにとつての国内農業法の最新の保護システムの根幹が、WTOで黒の裁定を受けたといふことです。これは穀物や油糧種子政策にも共通しますから、アメリカにとつては大変悩ましい事態がWTOに関しても起つてきつたわけです。

表1 関税引き下げ方式の主な提案

G 10	EU	G 20	米国
45%削減	60%削減	75%削減	85~90%削減
37%削減	50%削減	65%削減	75~85%削減
31%削減	45%削減	55%削減	65~75%削減
27%削減	平均35%削減	45%削減	55~65%削減
上限関税なし	上限関税	上限関税	75%上限関税
100%	100%	100%	

現行の関税率を4階層に区分

米国は元々WTO設立には反対でした。クローネン政権は反対しました。クロン・トーン政権は、カナダとメキシコとの間の北米自由貿易協定を締結しました。先進三極間の、つまりEUや日本との競争において優位性を確保でめねといつて判断の上で、WTOの設立をしました。しかし認めたらどうなるのかなのです。日本はWTOに距離を置きました。FTA重視にいたしました。政権はWTOに距離を置きました。FTA重視にいたしました。しかしまあ。アメリカ議会が交渉権限を与えた貿易促進期限TPA (the Trade Promotion Period) が、来年の六月末に切れました。

米国もその通り。米国はTPAを最終合意になりました。議会での承認作業などが間に合わなくなり、TPAが事実上ストップするという事態を今迎えています。米国は、連邦財政赤字のわりに、1100億円農業法での補助金削減をめざしています。農産物輸出ドライプをやめにかかる戦略をひらくことがあります。財政がもう許せないとですね。輸出ドライプをかけて補助金をカットしたといつておじます。何のことはない、ダーハ・ラウンドでは、輸入国側に市場を開拓する結果を上げて逃げ切る動きに出しました。それが見えます。

階層ごとに定率で削減することで収束の方向。米国は定率削減の提案をしていない

米国は、農水省は農業交渉の重要な品目の取り扱いで、G10としの提案として「重要な品目の低関税輸入枠の拡大を五~三五%広げる」という新提案を先月にしました。これは二〇〇五年十二月の香港閣僚会議で示した提案を具体化したものとされています。関税引下げと輸入枠拡大を組み合わせ、関税引下げ率を大きくすれば、ミニアムアクセスの拡大を抑えることができる

表2 重要品目をめぐる主要国の主張

		取り扱い					
数	原則	輸入枠の拡大	輸入枠の削減の緩和(※)	現行輸入枠の20%が基本。国内消費量に応じて調整	現行輸入量の一定割合(最低5%、最高32%)	現行輸入量の6%+関税削減を免れる分	現行輸入量の4%+関税削減を免れる分
G10(日本)	15%	一般品目より小さい市場開放	张 スライド方式を主	1~2	1~3~2~3	7~10~10~10	3~5
	8%		张 スライド方式を主	限定期的なスライド方式	スライド方式を否定、または極めて限定期的なスライドを容認か	スライド方式を否定、または極めて限定期的なスライドを容認か	スライド方式を否定、または極めて限定期的なスライドを容認か
EU	G20(フュラジル)	一般品目と同等の市場開放	张 スライド方式を主	1~2	1~3~2~3	7~10~10~10	3~5
	米国		有税品目1%	1%	1~2	1~3~2~3	7~10~10~10

\*一般品目に適用する削減率からの緩和。例えば、一般品目の関税削減率が60%で、重要品目にしたときの緩和を3分の1とした場合、重要品目の関税削減率は20%となる

といつスライド方式です。これは少しあやこしいので、簡単に解説しておこうと思います。「日本農業新聞」は、この新提案を輸入国側から具体化案を示すことで、輸出国圧力に対抗して議論の主導権の確保を狙ったものだという解説記事を書きました。「ミニアクセス拡大を防ぐ道を残す」という見出しを付けていますが、さじょう。現行の米関税は一ヶ月当たり三四一円。これを従価税に直すと七七八%。ミニマムアクセス量が七六・七%。これと

表1 「関税引下げ方式の主な提案」をみてください。G10提案では上限関税なしで現行の関税率を四階層に区分して、関税率七五%以上の関税品については四五%削減だということです。関税三四一円、従価税換算で七七八%の米は、これに相当します。それと、一般品目の場合は四五%削減を提案。重要品目については輸入枠が消費量の五~一〇%の品目の場合、日本の米は輸入枠(ミニマムアクセス)が現在七・一%、提案している一般関税削減率四五%の五〇

表3 G 10 の新提案「スライド」方式

	関税削減率	関税率(円/kg)	関税割当拡大率	MA枠(万トン) ( )は現行対比
現行	—	341	—	76.7
①	$45\% \times 0.5 = 22.5\%$	264.2	20%拡大	92.0 (+ 15.3)
②	$45\% \times 0.8 = 36\%$	218.2	5%拡大	80.5 (+ 3.8)
③	$45\% \times 0.2 = 9\%$	310.3	35%拡大	103.5 (+ 26.8)

MA : ミニマムアクセス

%と「ミニマムアクセス枠拡大10%を基本にしています。表2「重要品目をめぐる主要国の主張」で一番上段にG10とあって、一番右端に輸入枠の拡大というのがあります。現行輸入枠の10%が基本となっています。提案している関税削減率四五%の五〇%を削減し、その代わりミニマムアクセス枠を二〇%拡大するという主張です。そして第二案は、関税削減率四五%の八〇%を削減する。その代わりミニマムアクセス枠を五%拡大に留める。第三案は関税削減率四五%のわずか一〇%削減だったら、ミニマムアクセス枠を三五%拡大する。この三つの選択肢を提示しているわけです。関税削減率五〇%つまり一分の一削減の場合には枠拡大10%。従つて関税は三四〇円×(一一〇・二二五)で二六四円100銭。その代わりミニマムアクセス枠二〇%拡大で七六・七万ヶ月×一一〇%で九一万ヶ月になるという方針です。これを第一選択肢にして、第一、第三選択肢をえて表にしてみると、第一選択肢では関税率が二六四円100銭、第二で一一ハタ100銭、第三で二二〇円100銭になります(表3)。このあたりの数字は、後で米にゲタを履かせるのか、履かせないかという大事なところに関わってきますので、あえてこの数字を出しておきます。

つまり日本は、このスライド方式なるもので上限関税を設定させずに、何とかアメリカなりブラジルあたりを説得にかかりつついるわ

けです。ところが今は、このG10新提案では、消費量減少によるFTAを減少させるところの主張はもう放棄するところのところです。七六万七十、ところの現行の「マーケットアクセスを下げるところ、当初消費量に応じて下げるべきだ」というふうに書っていたものが飛んでしまつて、これはどう見ても、MA枠は現行の七六万七千、より増えたるをえないところの提案で妥結しようとしているところのところです。

もう一方で、「インドは、この七月に決着か」といふことです。重要品目の枠と取扱いで、G10は一五%で一般品目より小さい市場開放を提案する。ところが中で重要品目の取扱い方式でのG10新提案を認めさせた代わりに、日本政府は関税引下げ方式と重要品目の枠で譲歩に追い込まれる可能性があるわけです。小泉内閣は大丈夫でしょうか。ブッシュ大統領と話をしても、どんなでもない妥協をして帰っていくのではないだろうかと心配です。

## 一、農業開放を求める財界に小泉内閣は「構造改革農政」で応える

そのうちで、農業開放を求める財界に対して、小泉内閣は「構造改革農政」で応えるという事態を迎えていました。この間、農業開放、農業構造改革要求を財界がずっと強めてしまつた。「東アジア共

同体」構想を掲げてのアジア諸国とのFTA・EPA締結が農業開放を迫っています。簡単に振り返ってみても、(社)経済同友会が二〇〇三年四月の提言で「自由貿易協定を核に東アジアの経済連帯を一日本は実現に向け、率先垂範すべし」としました。提言第二章「東アジアの経済連帯に向けて日本の取るべき重点施策」は、国内における経済構造改革の手綱を緩めず、農業は「従来のような農業を守るところの発想を根本的に改め、グローバルな競争を通じて、強い農業を作る方向」を要求します。(社)日本経済調査協議会(日経調)は二〇〇四年五月の政策提言「農政の抜本改革・基本指針と具体像」を発表しました。これが「アジアの世紀を生きる日本の農業」と題する結びで、「共通農業政策のアジア版ともいふべき農業と食料をめぐる国際的な連携」を要求する。ところが、わが国を含む「アジア水田農業の固有の特質」をWTO農業交渉やFTA交渉に反映させるべきだとしていながら、欧米型の構造改革、しかも中小農民を排除して「改革心のある農業者」だけに、デカッブリング型担い手経営支援策を行なうべきだとする矛盾をさらけだします。

農水省は、こうした動きの中で「みどりのアジアEPA推進戦略」(二〇〇四年十一月)をまとめ、アジア諸国とのEPA締結を農業国際分業で推進するというふうな動きになつています。アジアにおける農業国際分業を推進するという、その中で日本の農産物の輸出振興どころのものも声高に出ていくわけですがれども、譲るべきとい



らは譲るところでの国際分業の推進が「みどりのアジアEPA推進戦略」(1994年11月)として出されたりとあります。これについては、私は、少し詳しい論評を「現代東アジア農業をどうみるか」(筑波書房ブックレット)で書いております。

いつもした動きに呼応して、WTO農業交渉での妥協を求めて、「構造改革農政」推進の世論形成を担うメディアや論者が登場しています。その特徴は、EUの農政改革、直接支払いに学んで構造改革と農業財政の削減をすべきだという提言ですね。毎日新聞は、昨年十一月二日付けで社説を掲げました。「ドーグランプ、日本も気合を入れる時だ」といつつ、「日本は塹壕戦を続けていたば、ドーグランプの成功はおぼつかない」ので、「農業交渉は、余剰農産物の輸出競争を繰り広げてきた米欧の和平交渉の性格が強い。その中でEUは交渉を利用して、枠内の農業改革を進め、農業予算の大幅な削減に成功してきた。日本の場合、内外価格差が大きいコメなどの產品の保護は必要だが、歐州のように、ドーグランプの交渉を農業改革に生かすしたたかさも必要だ」というのです。

いつも見られる論調は、WTO自由貿易の外圧の受入れによって、国内農産物価格が低下する、ないし引き下げる→直接支払いで専業農家をバックアップする、兼業農家は離農してもいい=農業構造改革が進む=日本農業の国際競争力が上昇するという図式を描いていきます。「新たな基本計画」が推進するところ、これが構造改革農

政の見取り図です。まさに毎日新聞の社説はよく見てるわけです。ECHOについては農業財政の削減が最大の課題であり目的だといつて。その方式が価格支持から直接支払いへという転換だとあります。このままでは、

ECHOは、一九九三年以来、農産物価格政策の支持水準を、もはや完全に国際価格水準に切り下げるました。穀物はまさにアメリカ産穀物のコスト水準に引下げています。これに対して直接支払いによって所得を補填する方式に転換し、一九〇〇年以降は、さらにそれをデカップリング化していく方向を、共通農業政策改革として推進しています。昨年一九〇〇五年から開始されているのが、個々の品目別に面積当たりで支払ってきたものを農場単位支払いに転換する方式です。シングル・ペイメント・スキームと書いています。今回の日本の品目横断的経営安定対策のモデルです。もはや一つは、環境支払い化、英語でグリーニング、つまり緑化です。

直接支払いの水準は、面積一公頃当たりで三〇〇ユーロとか三五〇ユーロ、したがって四万三千円から五万円ぐらいたなります。この支払い水準ですと、経営規模が三〇ないし五〇公頃以下といった中小経営はまったく持ちません。農産物価格水準を国際価格並みに引き下げてもらっていますからね。あまりの経営危機に一部手直しをせざるをえなくなっているのが現実です。その典型が酪農部門です。ヨーロッパの家族経営の典型は中北欧の酪農経営ですが、その典型が擁

乳牛八〇～一〇〇頭です。そして雇用労働力を年一人雇い、夏場は学生や高校生をアルバイトに入れて、自給用飼料穀物を収穫してサロ詰めします。乳価は一千円が四五～五〇円です。一九八四年から開始した生乳生産割当を廃止できないなかで、去年生産者に生乳一千五百セントの直接支払いを初めて導入しました。バターや脱脂粉乳に対する介入価格支持で、間接的に生乳価格を支持してのこじますが、それでは酪農経営の危機に対応しきれず、生乳に対する直接支払いを導入したのです。三・五五セント、一千円（一〇〇セント）のレートが一四五円ですから、五円一五銭になります。ところは、生乳価格の一割強を上乗せしています。不足支払い的に生産者乳価の一割強を上乗せせざるをえなくなっているといふことです。

一九九〇年代以降のこの一五年間のヨーロッパの農業構造の変動

はすじのものです。フランスの農業経営は六〇万経営を切りました。旧西ドイツ地域では、一九四九年農業センサスで農業経営は一四〇万経営を数えましたが、今日では四〇万経営を切つてしましました。

村をあちこち訪ねてみると、農業をやつしているのは五軒に一軒、一

〇軒に一軒しか残っていない。この農家はどうしているのかと聞いたら、驚きました。「メキシコに行つた」といふことにした。今でも

ドイツの農村から南米への移民があるんです。また、農業移民の動きがオランダから旧東ドイツや中東欧に向けてあります。オランダは地価が高いし、家族経営としてやつてはいるのが大変ですから、例

えばハングリー・チエコに出て行けば、オランダで得た資金で土地は一〇倍以上買えますから、一挙に家族で一〇〇㌶ぐらいをチエコで買ひ入れて、そこで農業をやるという動きが起こっています。したがつて、農業環境支払いと地域政策で必死になつて条件不利地域を支える以外にないといつゝことで、農業財政支出の重点を、個々の経営に対する支払いから、農業環境政策、地域対策に振り向けていくといつシステムにEIOは向かつてます。もう一つ中で、EIOの農政改革を丸ごと上出来だなんといふことは許せません。ヨーロッパの現実は違います。農業が本当に深刻な状態になつてゐるなかで、必死になつてフランスを先頭に農民運動が頑張つてゐるので、以前の農業保護水準を維持できなくなつてゐるのです。そのなかで、個々の家族農業経営としての存続がなかなかままでない

じつ事態の中で、EIOは存在してゐることを知らなければなりません。

### 三、「新たな基本政策」・品目横断的経営安定対策の制度上の問題

#### (一) 「米政策改革」下の北九州と北海道の水田農業

さて、話を日本に戻します。一九〇五年三月に発表された新たな食料・農業・農村基本計画は、旧計画の見直しの域を超えた大がかりな農政改革です。国境措置に過度に依存しない政策体系への移行と、「望ましい農業構造」への構造改革に、食料自給率の向上が加わったものです。中軸的な政策ツールとして品目横断的経営安定対策が具体化されました。この対策はそれらの目標のうち、国境措置を始めた政策体系そのものの中軸であると同時に、その低い国境措置のもとで、第一の構造改革と、第三の自給率の向上を同時に達成するという原理的に困難な課題を実現するための切り札です。

しかし、構造改革を実現してこそ自給率向上が達成されるという政策的な論理構成をとつてゐるわけですから、どうしても構造改革の優先度が高くなり、そのため同対策は対象を「担い手」に限定す



域別シェアが、北海道も北九州も低下をしてきてることを先ず確認できます。北海道が七・七一%から七・〇八%、北九州が九・二四から九・〇八%という、数年間に下がってきています。そうして、稻作費用・収益構造を米生産費調査で見て生産力競争バターンから見たらどうなるかといふことです。

北海道はかつての最低コスト・低粗収益・高収益性パターンだったと見られます。北海道の稻作というのは最低コストで、粗収益は低いけれども、収益性は高かったというパターンが米価のいつそろの低下で発揮しえなくなっています。収益性（粗収益／費用合計）では、北海道は、全国平均の一・一〇六倍を下回り、東北・北陸・関東・東山の下にくるわけです。九州はもっと下がっています。九州は収益性で三位だったのですが五位に下がりました。かつて九州は、低コスト・中位粗収益パターンでした。これが、一方で二毛作を背景とする償却費の低さが失われて、コストが全国平均よりも高くなります。他方で、米販売価格の産地格差が拡大する中で、生産者を取り扱うが平均以下になつて収益性ポジションを低下させていると、いうのが北九州です。

いろいろ中で、北九州における「担い手」の稻作経営の実態はどうでしょうか。稻作四割減反の北九州では、複数市町村にまたがる広域であるとともに、ともかくも農地を集積して一〇糸水準になるというのが、稻作のトップ層の経営展開です。自分の集落を中心に団地

的に農地を集積するとは極めて困難です。一市一町、一市一町だけで拡大する、また野菜複合でいく。

具体的な例を次に挙げます。前原市のA農家です。詳しいデータは、じ本人からも了解を得ておりますが、現在、全国稻作經營者会議の会長さんです。自作地三糸、借入地一六・六糸、裏作期間借地一・五糸の一〇糸規模の大規模稻作經營です。農業労働力は、本人と長男の一人が中心で、農繁期は親戚の労働力調達や大学生臨時雇いで補っています。

このA農家は、福岡県下でも最も効率的に農地を集積しています。借入地一六・六糸は、近隣の地権者一七名、総面積五〇枚、通作時間五分以内で全て集積できています。トラクター・コンバインを運ぶトランクがいりません。これは例外中の例外です。農地集積が広域化しているO農家については、時間がありませんので割愛します（表5）。A農家に戻ります。米麦二毛作經營で、一〇〇一年度の作付面積は、水稻一三・一糸、小麦一四・一糸、大麦六・七糸、ホールクロップサイレージ米六・三糸、麦一・二糸で対応しています。作付け品種の多様化による經營リスクの回避と労働配分が工夫されており、水稻は夢づくし・ヒノヒカリ・ミルキークイーン・レイホウの四品種、小麦はイワイノダイチ・チクコイズミ、大麦はアサカホールド・ほつ





二四四で、経営安定資金を加えて収益七三四・六万円、大麦収益一九四・四万円、麦類合計収益一、〇一九万円です。しかし麦作経営安定資金を除くと、小麦一七五・九万円、大麦七〇・六万円、合計二四六・五万円にしかなりません。麦作経営安定資金が麦類合計粗収益の七七%を占めているわけです。

表〇は、A農家が二〇〇一年度麦作共励会全国大会の個人の部で農林大臣賞を受賞した際のデータです。農林大臣賞をとった麦作の収益の七七%は奨励金、助成金であるわけです。これが現実です。これが北九州における稻作経営のトップ層、最も効率的な経営です。A農家もC農家も認定農業者です。品目横断の対象になる経営です。

### (II) 品目横断的経営安定対策の「扱い手」限定と助成対象外農家の対応

品目横断的経営安定対策の「扱い手」限定と助成対象外農家の対応に関して、北九州の動きをみます。表アは、経営面積三公頃以上農家とその他の事業体による水田、稻、麦、大豆の集積シェアです。これは都府県と北九州しか挙げていませんが、麦類では三公頃以上農家層のシェアが作付面積で三七・六%、集積面積一五・三%です。表8は農水省の「集落営農実態調査」による法人化、「主たる従事者」経理一元化的状況等を見たものです。

北九州ではこの品目横断の対象になるのは、この表の数値から見てもせいぜい四割水準です。ここで北九州というのは、福岡県、佐賀県、熊本県の三県ですが、先ず福岡県で見ます。JA福岡中央会の水田営農部からもらつたデータですが、福岡県産麦（ビール麦を除く）における三月末現在の状況でどうだったか。平成十五～十七年産の三ヵ年平均麦作面積は一万七、一一五公頃です。これは北海道の麦作に次いで、福岡県、佐賀県が県別でいえば全国最大の麦作地域です。上記のうちゲタ対策の対象となると見込まれる確定面積が六、三五一公頃。内訳は、認定農業者で四、七八二公頃、八三三名。集落営農組織で一、五七〇公頃、一二七組織。カバー率三七%。地域によって対応にバラツキがありますから、この七月末までの二ヵ月間で何とかJAグループは八割まではカバーするよう頑張りたい、見通しはある。しかしながら厳しいといふことでした。





るところなのです。担い手特定といつても、現実に福岡県の水田地帯の現場でみれば、専業農家層は基本的にこのあたりで救えるところに見ております。

しかし第一種兼業農家層で、助成対象外農家が当然出します。そのような農家からどういう対応が起こつてくるのか、生産調整からの離脱、認定農業者層に貸している農地の貸し剥がしといった動きになるのといったことはまだ確認されていません。北九州では、私は、農地の貸し剥がしというにはならないだろとみています。というのも、とくに大都市からやや距離のある地域に広がる不安定兼業地帯では、基本的には集落営農が組織されて、ほとんど支払い対象になりますので、農地貸し剥がしという現象は目に見える形で起つてこなこと考えられるからです。しかし、とくに都市近郊で経営規模が一なし（一公顷までの第一種兼業農家層のなかには、「はい、減反やめたよ。米全部作ります」という動きは自然出しています）。これはもう覚悟せざるをえないだろと見ておます。当然、農協の集荷率が三〇%切つている所が「口口口口出でいるな」で、農協に出荷しないで自分で精米して隣近所なり消費者に売つてゐるわけです。そういう現実は、生産調整からの離脱が目立つて出しているところ危惧は当然強まります。それすると、ともかくにも集落営農で支払い対象にする以外ないということですね。特定農業団体並みのじいひでまずは三年間逃げ切れるが、その後は法人化で

す。しかしそうして猶予期間は三年だとのと。あとあるなり何とか法人化を提案すべきだということだ。リーダーの頑張りが問われると、いいことだ。どれだけ改良普及員や農協管農指導員が現場でリードができるかということです。

#### (四) 担い手育成という課題を達成しがたい品目横断的経営安定対策

わづらひ中では、担い手育成という課題を品目横断的経営安定対策では達成しがたいと言わむのをえません。「構造改革の加速」のために対象限定した「担い手」のうち、認定農業者の大半が水田大規模家族経営へ向う動きというのは、米価低迷の中では展望できないわけです。私が北九州で水田農家を前に話す時には、常に、「北海道・青森・北九州から何とかして起を擧げていかないう」とには、期待するよつた米政策といつのは出でにならよ」といふことを強調しています。現実にもう水田大規模家族経営へ向う動きといつのは、この米価の低迷の中では展望できません。「集落営農」も、対象要件が固執する「経営体化」といのが足かせになつてゐますから、現実の多様な組織化原理・存在形態とのギャップをなかなか埋められません。また重要品目の生産量と基本的に切り離した支払い方式といつのは、自給量の確保もおぼつかないわけです。自給率の向上じつとも困難になると云はれるをえません。

#### (五) 求められる価格・所得政策の方向

それでは、じつら方向が価格・所得政策として求められるのかといつたと。こゝに提案したいわけです。先ず第一に、価格・所得政策は全ての生産・販売者を対象にすべきだということです。

農業生産およびそれと不可分である多面的機能の担い手が多様であるという現実から出発するならば、それらの競争と協調を通じて各地域条件に即した形態や組み合わせによって面としての農業構造が持続可能になるという展望のもとに、基本的な価格・所得政策は全ての生産・販売者を対象にすべきであると考えます。現実に北九州では、野菜作経営なり何なりのといふと、四翁といつ基本のところは崩しましたけれども、これから三年しかもたないだろうと、三年の猶予だといつたと。その後次に出でるのが、国からのもう一レベルの高い要求、担い手対象の限定は狭まつてこきますから、三年間だけは何とかなるかもしれないといつたと今対応しているわけです。基本的な価格・所得政策は全ての生産・販売者を対象にすべきだといつたことが第一点になります。

従つてまた経営安定対策の品目も要再検討です。そして米と生産条件格差是正対策の関係です。米とゲタ対策の関係です。WTOマーク・ラウンド農業交渉が今年内に決着を見て、〇八年度からの関税引下げ・MAM・MAMアクセス米拡大が開始されるとかると、

一次関税三四一円／kgがどんどん削減されたらゲタ対策が米に適用されることになるかどうかということです。今はこのMA米、大半は輸出に回したり援助に回したりして、現実に入ってきたのはSBS方式の、同時売買方式で一〇万/kgほど入れている主食用米も、国内の価格に影響ないと農水省は言い張っています。だからゲタを履かせないわけです。現実にはSBSの米の輸入価格一萬三、〇〇〇円が確実に下から国内米価の足を引っ張っていると私は見ますが、農水省は影響をうけていないと言い張っていますからゲタ対策をしないのです。

二次関税が輸入禁止的だからゲタを履かせなれども、それではどうまでトガつたら適用されることになるかという、農水省の基本計算式は、政策支援の対象となる四ヶ年規模層全算入生産費、支払い利子や地代等も見ると六〇/kg当たり一万三、三九八円というのが全国平均の米生産費です。諸外国の生産費としては、わが国に最も影響を及ぼす中国黒龍江省のジャボ二カ米で見ます。国有農場新華農場の生産者（職工農家）です。六年前に私も現場に行って視察しており、「中国黒龍江省の米輸出戦略」（家の光協会）を出しております。そこで計算をしてみますと、生産者価格は六〇/kg当たり一、三四五円です。うち生産費を約五割として六〇/kg当たり六七〇円です。適用される関税水準をXとするど、一万三、三九八円＝六七〇円+Xで、X=一万一、七一八円になります。従つて一kg当たり

りの関税水準が一万一、七一八円・六〇/kgで、一一一円一〇銭になりました場合にゲタ対策が米にも適用されることがあります。そういうと、わが国がG10の提案だと言つてある表によれば、第一の選択肢です。もしいうふうに選択をして、ドーア・ラウンド約束の実施期間が平成十九年、一〇〇八年一月からの五年後ないし六年後にこの関税にまで下がるとなりますと、その間は、米価がどんなに下がつていったってゲタ対策の対象にはならないといったことです。ナラシ対策だけしかないとこういふことです。これでは稻作農家はもちません。

米については、今のうちにでは固定型の基準価格（全国平均生産者受取ベース）にもとづく不足払いが絶対に必要です。旧稻作経営安定対策、現稻作所得基盤確保対策・担い手経営安定対策に代えて、固定基準価格にもとづく不足払いを導入する。こうでなくてはならない。基準価格は全国一本の生産者受取ベースで決定し、その水準は当面六〇/kg当たり一万四、〇〇〇円をじうでよい。これは四ヶ年規模の稻作農家の全算入生産費に相当します。そして「全国区平均指標価格－平均流通コスト」がこの基準価格を下回つたら、その差額について全産地銘柄について同一額を補てんする。これによって、政府が基準価格固定の不足払い型政策を拒否してきた「理由」つまり「安売りモニルハザード問題」を基本的に回避できます。

一番目に生産調整・水田利用複合化（転作）助成・過剰米対策の問題です。米の生産調整は国のプログラムとして継続すべきです。その根拠は、第一に、一二次関税を払って自由に輸入されつる輸入米価格が生産調整廃止時の国産米「需給均衡価格」を上回っている限り、国産米の生産調整による市場価格維持の意義と有効性があります。第二に、日本の水田を米（食用）以外の作目に利用複合化する必要性は、今後増えることはあっても減るとはありません。そのための政策としても、水田他作物への誘導措置と組み合わせた生産調整が有効です。第三に、国の生産調整プログラムとリンクした直接支払いとして上の不足払いについて、WTO農業合意の「青」の政策のポジションを維持します。

さりに、現在の集荷円滑化対策を、豊作以外の要因による過剰にも発動できる過剰米対策に拡充し、その処理価格を一万円、これは米の全国平均物貯費相当、あるいは最低でも七、五〇〇円（流動的物貯費+雇用労働費+支払い利子・地代に相当）に引き下げて実効性を確保すべきです。

麦・大豆については、基本的に品目に対する支払いで生産費を力バージーする仕組みとすべきです。小麦は現状程度の直接支払い水準とすれば、これと販売価格の合計六〇kg当たりで一万円で作付一公頃以上の全算入生産費をカバーすることができます。大豆は直接支払い水準を六〇kg当たり一万一〇〇〇円とする。現在の交付金等八、

三〇〇円及びそれが前提としている「生産費水準」一万二、六〇〇円では、作況一〇〇とした全国平均一公以上生産者（全算入生産費約一万八、〇〇〇円）でも赤字になりやむをえませんが、新しい直接支払いと販売価格の合計約一万八、〇〇〇円でほぼカバーすることができます。これらの直接支払いは、現行WTO約束における削減対象の国内支持AMSの範囲内で対応可能です。周知のように、日本AMSの削減約束水準である三兆九、七〇〇億円に対し、二〇〇一年実績は七、三〇〇億円にまで削減しています。三兆一、〇〇〇億円以上の余裕を持っています。この直接支払いをやつたからといって、WTO違反にはまったくなりません。

水田利用複合化助成として、引き続き麦・大豆・飼料作物を水田における米以外の戦略的作物と位置づけ、一〇アール当たり稻作所得（約六万円）との格差補正のために、水田利用複合化助成を行うべきです。小麦・大豆、上の品目毎水準による直接支払いをした場合、助成額は一〇アール当たり小麦四万五、〇〇〇円、大豆三万五、〇〇〇円程度になります。ただし、米不足払いの基準価格と麦・大豆の直接支払い単価は、それぞれの生産費の動向に応じて見直せばよいでしょう。

もう一点、じ承知のように、国は今回の新たな基本政策の品目横断的経営安定対策で、担い手対象を限定しながらも、農地・水・環境の保全のための支払いというのを同時に設定しようとしています。

都府県では水田一、一〇〇円、北海道は水田が一、七〇〇円でしたか。北海道の支払いを見ると、畑が六〇〇円、草地が一〇〇円でしたが、これに自治体が同額を上乗せできるとされていました。すると水田一〇〇円当たり一、七〇〇円でその倍額ですかね、四〇〇円、これは大きいです。これはやはり集落協定を結んで農地なり水路をきめないと管理しますという協定があつて初めて支払い対象になります。活動範囲がさまあま組める水系で相当広い範囲で活動範囲を組むわけです。品田横断の支払い対象としての集落営農とまた違います。環境支払いです。これは頑張つてしまつかりと確保する必要があるだらうと考えます。

最初にお断りしたように、北海道の畑作地域の専門的な研究者ではありませんので、間接的に北九州ではないだよじの話で、皆さんには、北海道の問題を独自に検討いただければ幸いです。北九州水田地帯が米麦一毛作、大豆転作地帯であるがゆえに、この北海道に次ぐ低米価の地域でありながら麦・大豆のゲタ対策に期待をして、担い手をつくるという運動を迫られているわけです。ますます期間借地が増えるだらうと思います。現在、福岡県稻はせいせい七俵半の反収で、水田の通年小作料は一万五、〇〇〇円水準にほぼ落ちきました。しかし、期間借地の地代はほとんど現金支払いはありません。麦作をやつた後二回耕して、同時に施肥をしてお返しを

するところの期間借地です。これで経営規模を拡大して、このゲタ対策のこれまでの麦作奨励金、麦作経営安定資金、大豆交付金に相当する助成金を獲得して生き残るうつづります。しかし、全国稻作経営者会議が昨年佐賀県で全国大会を行いましたが、その時発表された「佐賀宣言」は、私が今日提案している米に対する不足払いを要求するもので、固定目標価格を設定して、その差額を不足払いをすべきだという提案が大規模経営の稻作農家からも上っているところです。

ところなど、皆さん方の期待にその話になつたかどつかは全く自信ありませんが、これで私の話を終わらせていただきます。

(拍手)

## 質 疑

**黒澤** 先生、長時間にわたつての講演、ありがとうございました。した。村田先生をお呼びするにあつて、この北海道地域農業研究所の総会が、今WTOの事務局段階で難航している交渉の経過のどこの時点に該当するかによって、先生にお願いするお話しもその情勢を踏まえて、変わつた形になるのかなと思っておりました。しかし、私どもの予想に反して一時膠着状態になつてゐる段階で今日先生のお話をお聞きしたわけです。前段、WTOを巡つてウルグアイ・ラ

ウンドと異なつた様相につつてもう解説いただきましたし、また農場レベルまで問題を掘り下げて、我が北海道と共に同時にかなり異なつた点がある九州、あるいは四国等の地域の問題を克明にじ紹介いただきました。最後には、通常私どもの論議の中でも出でる米等を巡るわゆる若盤対策、一定の所得を保障するための絶対に立るべき水準がいつにあるかといふようなあたりも含めて、非常に明快なご提言をいただきました。フロアにおられる皆さんは、まだまだ先生の今回のご講演に関しまして確認したり」と、ある方はさういふ新たな意見をお聞きしたいことがおありだと思います。時間も制限がありますけれども、どなたでも結構ですとの機会に先生にご質問・意見等をいただければ大変幸いに思います。いかがでしょうか。

今回の先生のお話の中では酪農と北海道の特産であるでん粉用ばれいしょとしてん菜についてはお話をいただけませんでしたが、それらに関連して何らかの形で「メント」をいただくことがありましたら、その点でも結構です。また先ほど関税率の削減のレベルと上限関税率の問題が今綱引き状態なんですが、これはもし先生の独自の見解で、このぐらいの線になるのではないかといふよしなことをやしつかない範囲で、「メント」をいただきましたと思ひます。

したのが、今回のM10のスライド案なんです。従つて、上限関税を入れさせない代わりに、この中で最もきついマムアクセスの上乗せを否もされる危険性です。表3の中でマムアクセス七六万七、〇〇〇ヶ戸が一〇〇万ヶ戸超える水準の妥協を強いられる。それで上限関税を否めなうといふ、その辺りのつばせり合ふを中川農相はやつこらぬのではなくかと思います。しかももう一つ、アメリカは重要品目の枠は1%といつています。これは否もされる危険性があります。重要品目がグーッと狭められて、しかし上限関税だけは入れさせないで、このスライドのマムアクセスを増やすところだけではないでしょうか。

先ほど言われたてん菜の話ですが、てん菜についてはヨーロッパがどんなに苦しんでいるかご承知でしょうか。全く穀物と同じ水準で支持している。直接支払いの対象です。なぜかといふと、ECOの場合は、旧植民地アフリカやカリブ海諸国や太平洋諸国の砂糖の問題を抱えているのです。途上国との砂糖を輸入せざるをえない、しかし、てん菜は放棄できない。完全にヨーロッパにおける持続型の畑作農業をやろうと思ったら、輪作作物としてのてん菜を抜かせないと困るがあるわけです。必死になつてこれからは何とか穀物と一緒に支えながら、輪作作物の栽培面積を落せない中でこれをバイオディーゼル、バイオエステル型の非食用に向けていく、そのためのバックアップをどうするかといふのが対応しようといふ動き



です。北海道のてん菜についても麦・大豆と直接支払いの水準が同じです。なるほどなあと思いました。環境支払いとの関係でいつても、主張すべきはまさに北海道における国土保全、農地保全にとつて決定的な作用をもつてのてん菜なりばれいしょとしての位置を提起してほしいとは非常に重要なのではないか。

黒澤 ありがとうございました。最後に米の部分に関連して多分先生の提言のようないふとあれば、かなりの苦境に陥っている北海道の稻作についても、情勢が好転するのではないかというような水準の政策を展開すべきだという提言がありました。今日フロアにお見えになっている中で、JAきたそらちや組合長をやっております黄倉組合長が見えておりますので、先生のお話に対する感想と北海道の実態を踏まえてコメントいただければと思います。よろしくお願いします。

黄倉 今のお話の中で一番、米を八割守るという前提で私ども取り組んでいますから、問題は生産費を賄えるものをどうやって確保するか。先生は四～五階層の全算入生産費一万四、〇〇〇円、だいたい全国平均で一万四、一〇〇円ぐらい。北海道もそういう変わらないですね。これを確保できるかどうか条件ができれば、今国が言つておられます農地を集積して規模拡大して、北海道でいう主

業專業、そして担い手を育成するところとつながると思います。基本は、これが確保できなければ米生産条件も、おそらく不耕作地が間もなく出ていくんだからと思つてます。さつき先生からお話をありました農地・水・環境保全向上対策、これは私どもも全国の有機農業の仲間が環境庁の責任者と直接一回お話してますけれども、基本は一〇〇五年の農業センサスで八五歳以上は五八・五九%近くになりました。一〇〇〇年度は五一・九なんです。誰が守るかといふことですが、担い手が育成できなくて農地・水・環境対策はできません。その基本はやはり生産費なんです。ですからこの力点を置いて政策が構築されないと、北海道の大規模型の水稻生産条件は、まず壊れてしまうと思います。先ほどの先生の提言の中で不足払いのこの提案、生産費およそ一万四、〇〇〇円をとりやつて確保するかという政策構築が基本になりますから、私どもはこの力点を置いていろいろな運動を開いていますけれども、ぜひまた先生の立場からいろいろな所でこのことの主張をいただければあります。

黒澤 突然話題を振りまして、どうもありがとうございました。今、黄倉組合長のお話の中にもありましたように、一万四、〇〇〇円を若干上回る程度の価格を、どのように保持できるような政策展開をこれから求めていくかといふことは、北九州も北海道も共闘でいかないといつか、連携して政策要求できるのではないかと思ひます。お話によりますと九州には非常に強力な政治家の先生方もおりましたところです。もし北海道が弱いといつてありますから、お力も借りながら、先生の提言のように日本全体で頑張つていければと思います。

それでは最後に地域農業研究所の太田原所長から、総括的なコメントをもらひえればと思います。

太田原 村田先生、本当にありがとうございました。今のWTO交渉が大詰めに向けて進んでらるといつて状況の中で、今まで我々が経験したことになかった品目横断的経営支援というものが、いよいよ今年の秋まき小麦から具体的に実施されるといつて状況のもとで、この総会でお話を伺うとなると村田先生しかいないといふふうに私は最初から思つておりました。私と村田先生はもう三十年以上付き合いますが、我々と違いまして村田先生は本当の根っからの国際学者で、世界各地から生の情報がいつも入つてゐるといつて、いろいろと判断されています。日頃北海道で聞く我々も含めた話とは大分迫力が違つていたのではないかと思ひます。本当に有り難く思つております。

北海道はどういうかといふと経営面積が大きいといつて、この直接支払いに対する期待感といつのは他の地域より強いのではないか

かと思ひます。私も期待しておりました。そういう関連から見ると、本日の村田先生のお話はいたさかシヨックな部分がかなりあったのではないかでしょうか。確かにこの品目横断的支援方式といつのは、全国の農業団体では道農連が唯一、運動として、要求としてカット・ウルグ・アイラウンドの終結あたりから一〇年以上要求運動を展開してきたわけです。そういうこともあって、この政策に対する北海道の期待感というのはかなり強かつたんですけれども、考えてみると道農連は「このうテカッブリングは要求したけれども、扱い手限定なんじふ」とは要求の中に全く入っていないわけです。

この前も道農連の方とお会ひして、ある意味では長年の要求が実を結んだわけですけれど、「いいですか」とこうひとことで聞いたたら「いや、これは上手く利用された」という感想を述べておられました。確かにいろいろな人が露骨に言つて、とにかくこれで扱い手、一部の農家を救つて安心させて、その代わりFTA・WTOでは限りなく妥協して自由貿易を進めていくところ、あるいはこの道具に今のところの位置付けられてるの。かなり扱い手に対する補助水準は現行水準を保証すると言つてらるけれども、扱い手以外のところ大幅に農業予算を削減するといつ、そういうわけで財政当局ともおそらく折り合ひがつてらるのだろうと思ひます。村田先生のお話にもありましたように、これに対しても全中が会長を先頭として猛烈な抵抗をしてかなりバリアを下げるとして、現場での対応とし

てじぶんの知恵が要求されじふなどと思ひます。北海道は一〇%ですから、これをまともに言つたらカバー率三五%です。六五%は「このうテカッブリングが行われるわけで、北海道にどうして大変なことです。しかしこれをいろいろな交渉の中で勝ち取つた緩和条項です。生かしてどれだけ多くの生産者を政策の対象にするかといつ、昨年から我々の研究所でも全道を飛び歩いてじぶんのことを語えてきたわけです。ですから今日の村田先生のお話は、北海道の実情に全くマッチした内容だったと思つております。

「このう新しい農業保護方策についてじぶんの評価してじふの対応するか」という、依然として難しい問題を抱えてらると思います。そういう点で、これは村田先生も同じだと思うのですが、元々当時のじぶんの「このうテカッブリングが始まったといつ時は、そういう話も私は村田先生から初めて聞いたのですけれども、当時の日本から見ると夢のような話で、日本にも早くじぶんの政策が欲しいと。ですからじぶんの要素が政策の中に導入されたこと自体が、私は非常に前進の面があると思います。それが極めて日本的に歪曲されて選別政策として導入されてらるといつといふのが、今の問題の本質だとと思うのです。そのじぶんを、せいかく導入された良い要素をじぶんのふうに健全な制度として、文字通り新しい方式の農業保護政策として太らせていふか、そういうことに対するヒントが今日は最後のじぶんで大分出されたのではないかと思ひます。

村田先生の考えは基本的に「青」の政策としての品目別不足払い方式でのデカッピングです。そういうことを提起されて、これだと非常にわかりやすいし扱い手の幅もグンと広がっていく。ところが希望の持てる方に転換させていく課題というものを、今日は提起していただきたいのではないかと思います。今全国的に生産者や農協と同じ目線で、現場を走り回りながら一緒に考えていく立場の伊藤先生がだんだん減つてしまいまして、村田先生は西日本を一手に引き受け走り回っている、大変お忙しい中を無理にお願いしましたのですが、それだけのおみやげを持って来ていただいたと、本当にお礼を申し上げて挨拶に代えたいと思ひます。いつもありがとうございます。

黒澤　　今の太田原所長の話の中でもEPOに対する我々の感覚といつのが実態と乖離した部分があつたことを感じました。先生のお話の中で、理想的な農業保護のモデルとしてのEPOにおける政策展開というのもかなり厳しい問題を抱えていたことを、私ども新たに解説をしていただきました。またEPOとG10に所属する日本などが新たな形で手を結ぶというような要素が全くないのかどうかということも、非常に考え方せられる問題だと思いました。

戦略的な目標としては、扱い手の要件というのを外すというのが先生のお話の中での骨子だという眞面目にお伺いしましたが、戦術的

な目標としては今出されている政策を、実をとるところの意味で農地・水・環境保全向上対策事業等も、田畠の現地の農業改革に結びつける方策にするよう知恵を絞るべきだという提言だったと受け取りました。我々に貴重な示唆を与える多くの情報をEPO提供いただきました。会場の皆様、再度村田先生にお礼の拍手をいたしまして、感謝の気持を表したいと思います。

村田　　EPOお話したのは、私一人でつくり上げたものではありませんで、九大農政学の磯田宏助教授、それからJA福岡中央会の水田農業対策部の高武孝充実部長の三人で編集して、EPOお話したものをおこしと書いた「新たな基本計画と水田農業の展望—北九州農業と「構造改革農政」」(筑波書房)が六月一〇日に出版されます。今日の話で分かりにくかったところはそれをEPOに詳しく述べてありますので、ぜひお読みいただければと思います。(拍手)

黒澤　　刊行される著作について私どももしっかりと勉強したいと思いますが、願わくは北海道農業を素材にした著作も出していただきたいと思いますので、その点もお願いしておれに代えさせていただきます。(拍手)